別表を次のように改める。

別表　研修員手当の号別表［第一条関係］

区分＼号別月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	
アジア																									
大洋州																									
北米																									
中南米																									
欧州							イラク	アフガニスタン	コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ギニア	ウガンダ	ガボン	ウガンダ	エチオピア	マダガスカル	サウジアラビア	カザフスタン	ウズベキスタン	ポルトガル	リビア	エジプト	アイルランド	ポーランド	キプロス
中東																									
アフリカ							アンゴラ																		

附　則

この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。